

**【表紙】**

|  |                          |
|--|--------------------------|
| <b>【提出書類】</b>                                | 有価証券届出書の訂正届出書            |
| <b>【提出先】</b>                                 | 関東財務局長                   |
| <b>【提出日】</b>                                 | 平成26年4月1日                |
| <b>【発行者名】</b>                                | T & Dアセットマネジメント株式会社      |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>                            | 代表取締役社長 藤瀬 宏             |
| <b>【本店の所在の場所】</b>                            | 東京都港区海岸一丁目2番3号           |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>                             | 岩松 覚                     |
| <b>【電話番号】</b>                                | 03-3434-6630             |
| <b>【届出の対象とした募集内国投資信託<br/>受益証券に係るファンドの名称】</b> | T & D日本株式投信（通貨選択型）米ドルコース |
| <b>【届出の対象とした募集内国投資信託<br/>受益証券の金額】</b>        | 継続募集額<br>1兆円を上限とします。     |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>                            | 該当事項はありません。              |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

平成25年7月12日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年8月30日付、平成25年9月6日付、平成25年10月31日付および平成25年12月6日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。なお、以下の内容の下線部分は、訂正箇所を示します。

## 2【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

#### （5）【申込手数料】

<訂正前>

申込受付日の基準価額（当初申込期間においては1口1円）に3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

申込受付日の基準価額（当初申込期間においては1口1円）に3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 4【手数料等及び税金】

##### （1）【申込手数料】

<訂正前>

申込受付日の基準価額（当初申込期間においては1口1円）に3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

申込受付日の基準価額（当初申込期間においては1口1円）に3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

### （３）【信託報酬等】

#### <訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.092%（税抜1.04%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 委託会社 | 年0.3675% | （税抜0.35%） |
| 販売会社 | 年0.6825% | （税抜0.65%） |
| 受託会社 | 年0.0420% | （税抜0.04%） |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1232%（税抜1.04%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 委託会社 | 年0.378%  | （税抜0.35%） |
| 販売会社 | 年0.702%  | （税抜0.65%） |
| 受託会社 | 年0.0432% | （税抜0.04%） |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

### （４）【その他の手数料等】

#### <訂正前>

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

#### <訂正後>

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0054%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

### （５）【課税上の取扱い】

記載内容が以下のとおり更新訂正されます。

#### <更新後>

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

#### 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

#### 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は平成26年1月1日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。